

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第22回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年4月26日（木） 13:30～14:05

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、杉山 武彦（分科会長代理）、加藤 憲一、篠崎 悦子、
菅 美千世、清野 幾久子、高橋 温、永峰 好美、樋口 清秀 （以上9名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、
徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、渡辺 秀行（検査監理室長）、
長塩 義樹（郵便課長）、吉田 宏平（郵政行政部調査官）、
牛山 智弘（国際企画室長）、徳永 誠司（貯金保険課長）、
井上 雅夫（信書便事業課長）、
日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可

開 会

○田尻分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の第22回会合を開かせていただきます。

本日は委員11人のうち9人の方々に出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、個別企業の情報が含まれておりまして、第三者の利益を害するおそれがあるという判断から、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして、非公開にさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

○田尻分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は諮問事項1件だけでございます。

諮問第1067号から1069号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可」につきまして、総務省からまず説明をお願いいたします。

○井上信書便事業課長 信書便事業課長の井上でございます。

24年度の第1回目ということでございますが、早速中身のご説明をさせていただきます。お手元のまず1枚目に諮問書がございますが、今回は、北東北福山通運株式会社ほか3者ということで、4者から許可の申請が出ております。いつものように、早速それぞれの申請の概要をご説明したいと思います。別紙1、横長の紙の1ページ目でありますけれども、1番の北東北福山通運と2番の福島総合警備保障、この2つは前回もご審議いただきました福山通運あるいはALSOKの子会社であります。それから3番は、ジーエスケイという、これは東京都内の、主に運送事業をやっておられる事業者。それから4番の株式会社井手運送というのは長崎の佐世保で運送事業をやっておられる事業者でございます。

1番と2番につきましては、これまでご審議いただいている子会社とほぼ同様の申請内容ですので、特段ご説明するところも多くはないかと思いますが、1番の北東北福山通運に関しましては、前回の2月のときに、南東北福山通運という事業者をご審議いただきまして、要するに、東北エリアをこの2つの子会社で分けてお仕事しているということで、今回信書便の事業に関しては、右のほうの提供サービスの概要のところをご覧くださいと、放送事業者[REDACTED]の信書を[REDACTED]に配達する。それを北東北福山通運と、それから、前回許可いただいた南東北福山通運の2者で分担してやっていくのだというようなお仕事の内容であります。

それから、2番の福島総合警備保障につきましては、地元の金融機関ですとか、そういう既存の顧客の信書を運ぶということ。あるいは、何度かこの場所でもご説明していますが、ALSOK電報というALSOK全体として取り組んでいる電報類似サービスがあるのですけれども、それを行うというような話で伺っております。

それから、3番のジーエスケイにつきましては、都内で、主に医薬品のほうの実績が

あるということで、サードパーティ・ロジスティックスというのがありますけれども、自らそういうロジスティックスを提案して、医薬品の販売会社、あるいは一つ一つの町の薬店の間の品物の配送を主に行っている。今回、それに伴って出てくる、例えば業務の指示書だとか、売上の報告書だとか、こういうものが信書に該当するものですから、それらを運べるように許可を取得したいという話であります。

4番の井手運送につきましては、今まで[]ですとか、あるいは[]の広報を配送していたという実績があるということで、いわゆる公文書集配ということで許可を取得したいということと、それから、既存の顧客ということで、[]だとか、地元の百貨店などから出てくる信書についても運びたいのだということで許可の申請を出してきておられます。

2ページのほうへお移りいただきまして、収支でありますけれども、1番の北東北福山通運。[]だけということなので、それほど大量の信書ではありません。2番の福島総合警備保障についても大体似たような状況かと思えます。それから、3番のジーエスケイにつきましては、先ほど申しましたようなことで、かなり薬局の間で頻繁にものを運んでおられるということもあると思いますが、通数のほうは見込みがかなり多くなっております。井手運送は大体このようなぐらいということでございます。

単価的にも、1番や2番の事業者につきましては、他のグループ会社と同じような単価を使っておられます。

2ページのご説明はその程度でございます。

3ページに移らせていただきます。今度は収支の支のほうですけれども、1番の事業者につきましては、南東北福山通運との間で事業者同士の委託をするものですから、その他ということで委託費の部分が数字的に出てきているというところがほかの3者との違いになっております。

それから、ある程度特徴的なところでご説明しますと、2番の福島総合警備保障につきましては、営業利益率が[]とか[]ということで、相対的に小さくなっております。この理由は、一番右に要因分析ということで書いてありますけれども、福島総合警備保障に関しましては、[]

[]というふうな形で少し小さくなっていくというようなことだと伺っております。いずれにしても黒字ということですので、問題はないと思っております。

ということで、収支のご説明を終わらせていただきまして、次に4ページの資金繰りに移らせていただきます。上3者につきましてはある程度、資本金が大きな会社であり、純資産の額に比べて事業開始に要する資金が足りないということはほとんど想定されませんので、問題ないと思えます。4番目の井手運送につきましてはこの2月に法人化した、それまで個人経営でやっておられた方でして、ここに書いてあります純資産の[]万円というのは当初の資本金でございます。それで、事業開始に要する資金は試算してみると[]万円ということでして、これも問題はないと考えてございます。

それから、5ページのほうでございますが、引受けや配達の方法ということで、大き

な信書便物を扱う1号役務につきましては、巡回先だとか、あるいは定期集配の際に先方で引き受けるということです。それから、3号役務につきましては、いわゆるスポット的に、引き受ける場合は利用者の指定する場所ですとか、あるいはこれらの事業者の営業所でもって引き受けるということでありまして、それで、配達の方法につきましてはいずれも共通していて、差出人の指図によって対面交付したり、郵便受箱へ投函したり、メール室へ配達したりというようなことを考えておられるということでございます。

別紙1につきましては、概要は以上でございます。

別紙2のほうへ移らせていただきまして、今申し上げました中身につきまして審査いたしましたところ、ここに書いてございますように、いずれも「適」であると考えてございます。

引き続き、資料22-2のほうへ移らせていただきますが、信書便約款の設定でございますけれども、これもいつもご説明している内容と変わりませんけれども、お客様との間での信書の確実な送達等について定められております。その審査であります、資料22-2の2ページ、審査結果の概要にありますとおり、問題ないと思っております。

それから、資料22-3は信書便管理規程でして、信書の秘密を保持するために事業者において守らなければならない事項ということでございまして、これにつきましても審査した結果、問題ないと考えてございます。

今回の審査の中身につきましての概要は大体以上でございます。

そのほかの資料として参考1というところで、これまでの参入状況でありますけれども、これもいつもご説明しているところではありますが、378者ということでございます。23年度に2者廃業しました。廃業の届出が出ておりますが、今回4者が新しく許可されれば378者ということになります。

ちょっと駆け足かもしれませんが、ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○田尻分科会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞご発言ください。

○永峰委員 よろしいですか。

○田尻分科会長 はい、どうぞ。

○永峰委員 今、23年度2者廃業とおっしゃいましたけれども、その廃業の理由は何だったのでしょうか。

○信書便事業課 2者廃業した理由といたしましては、1つは、鹿児島事業者なのですけれども、事業者が[REDACTED]ということから、事業を廃止したと報告を受けております。もう1者は、その[REDACTED]ため、[REDACTED]。それに伴って事業を廃止したと報告を受けているところでございます。

○井上信書便事業課長 大体いつも廃業の届出はもう少し多く出てくるのですが、23年度は2者だけでありました。

○永峰委員 済みません。続けてもう1点よろしいでしょうか。

○田尻分科会長 どうぞ。

○永峰委員 先ほども事業の許可申請のところで、当期純利益が出て、黒字なので問題ないのではないかとおっしゃったと思うのですが、営業利益が■■■■、■■■■でやっている会社もあるわけですね。中長期計画のようなものは提出させているのですか。それとも単年度の計画しか出させていないのでしょうか。

○井上信書便事業課長 事業開始年度と事業翌年度、2年度分は見ます。

○永峰委員 2年度分は出している。

○井上信書便事業課長 はい。それで、その後は、いわゆる営業報告書というものを出示てもらいます。そこに売上高は出てくるのです。それらを見て、我々のほうとしてはフォローしているということで考えています。

○永峰委員 では、もう1点だけ、済みません。

○田尻分科会長 はい、どうぞ。

○永峰委員 そうしますと、毎年、2者廃業というのは少ないほうだとおっしゃいましたけれども、大体1年度で平均どのぐらいのところ廃業するのですか。数は。

○信書便事業課 23年度は2者だったのですけれども、その前の22年度につきましては6者廃止しているところがございます。その前の年度で行きますと5者です。大体4者から5者ぐらい、平均して廃止しているのではないかと考えています。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 ちょっとお伺いします。これは足し算すればいいのかもしれませんが、現在時点でこの信書便事業の規模というのはおよそどのぐらいになっていますか。

○井上信書便事業課長 売り上げだと、22年度末で、だから、1年以上前になりますけれども、22年度末で69億円です。

○篠崎委員 69億円。それが22年度末。23年度末はまだ出ていない。

○井上信書便事業課長 はい。多分今年の■■■■ぐらいにはおおよその数字が出てくると思いますが。

○篠崎委員 そうすると、若干増えますね。若干増えてきますね。

○井上信書便事業課長 増えると思います。22年度1年間で実は二十何億円増えたのです。それで、最近も少し個別の事業者さんに、23年度どうですかという話を聞いているのですが、結構増えておられる方もいらっしゃるので、恐らくその69億円よりはまた増えると思います。

○篠崎委員 そうですか。はい、わかりました。

○田尻分科会長 はい、樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 ちょっと今の廃業の件で1点確認なのですが、もし廃業するといって申請されても、いいですよということなのですけれども、例えば彼らが持っている信書便の残といったものの整理というのは誰がどうやって責任をとるのでしょうか。

○井上信書便事業課長 廃業は届出です。

○樋口委員 自己責任でもうやってしまったという話で、こちらとしてはそれで終わりということよろしいのでしょうか。

いや、そんな難しい話じゃないのですけれども。そのままならそのまま結構ですが。

○井上信書便事業課長 廃業する方はほとんどが事業の実績がないところが実は多いのですけれども、各総合通信局に担当者がおりまして、届出もそこに出てくるのです。そ

の際にきちんと配達したものの残りがどうかとか、そういうことを確認した上で届出を受理しています。

○樋口委員 わかりました。ありがとうございました。

○篠崎委員 では、それからもう1つ。

○田尻分科会長 はい、どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 今までこの信書便事業への苦情というか、そういうものはありましたかしら。

○井上信書便事業課長 苦情というのを直接には私はというか、うちの課でも受けていないと思います。

○篠崎委員 報告はない。

○井上信書便事業課長 ええ。苦情というのはありませんが、若干の事故のようなものはあります。

○篠崎委員 事故は届け出るようになっている。

○井上信書便事業課長 ええ。それは報告をしなければいけないことになっていまして、例えば電報類似サービスなどはコンピューターを使用して受付処理等を行いますが、そのコンピューターが誤った処理をしてしまい、誤配が発生したというようなことはごくたまにあります。

○篠崎委員 ごくたまに。では、今のところは大きなトラブルのようなものはない。

○井上信書便事業課長 幸い今はありません。

○篠崎委員 はい。

○田尻分科会長 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。はい。

それでは、特にないようでございませうれば、諮問第1067号から1069号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨答申することにいたしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田尻分科会長 ありがとうございます。

そのようにさせていただきます。

以上で本日の議題は終了いたしました。この際、委員の皆様のほうから何かご発言、ご提起ございましたらお伺いいたしますが、よろしゅうございますか。はい。

それでは、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。次回の日程につきましては、別途確定いたしましたら、またご連絡差し上げたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

以上で閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会